魚津市告示第132号

魚津市後期高齢者健康診査費補助金交付要綱の一部改正について

魚津市後期高齢者健康診査費補助金交付要綱（令和５年魚津市告示第148号）の一部を次のように改正する。

令和７年５月７日

魚津市長　　村椿　晃

改正後

第１条－第11条　（略）

別表（第４条関係）

１　種目	２　基準額	３　対象経費
（１）　（略）	（略）	（略）
（２）　歯科健康診査	次により算定した額の合計額 実施内容別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額	

実施内容	基準単価
口腔機能の評価を実施しない場合	3,290円 （4,230円）
口腔機能の評価を実施する場合	5,450円 （7,010円）

備考　（略）

様式第１号－様式第７号　（略）

改正前

第１条－第11条　（略）

別表（第４条関係）

１　種目	２　基準額	３　対象経費
（１）　（略）	（略）	（略）
（２）　歯科健康診査	次により算定した額の合計額 実施内容別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額	

実施内容	基準単価
口腔機能の評価を実施しない場合	3,250円 （4,180円）
口腔機能の評価を実施する場合	5,410円 （6,960円）

備考　（略）

様式第１号－様式第７号　（略）

附　則

この告示は、公表の日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。